

車の乗入れ口のための歩道切下げ等について

歩道や縁石の設置してある道路で、車道から宅地側に乗入れする車の出入口の新設、改良等については、道路法第24条の規定により、本人申請・負担により工事を行うようになっていますが、歩行者の安全を確保するための歩道ですので、その実施については、必要最小限の幅で都城市的規格（資料1、2）に従って施工してください。

- 1 乗入れ口のために切下げできる幅や構造は、車両や施設の種類により異なりますので、事前に協議してください。また、乗入れ口を移動する場合は、旧乗入れ口は閉じてください。
- 2 植栽帯や街路樹の移設が必要な場合は、事前に道路公園課と協議してください。
- 3 電柱や電話柱の移設は、九州電力やNTTとの協議が必要です。なお、移設に要する費用は、申請者の負担になります。
- 4 工事に係る費用はすべて申請者の負担です。所要の金額や申請手続きについては、建設工事を施工する業者の方にご相談ください。
- 5 交差点付近においては、警察署との協議が必要になる場合があります。

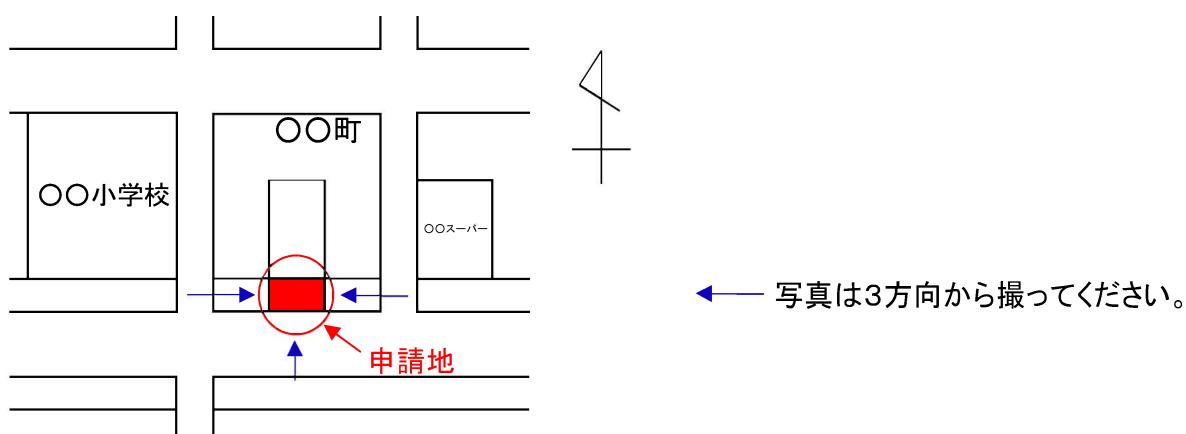
道路工事承認申請をする際に必要な書類

- 道路工事承認申請書（3枚1組）
- 添付書類（各3部）
 - 1. 位置図 2. 平面図 3. 断面図 4. 工作物物件の構造図 5. 現況の写真
 - 6. その他必要な書類

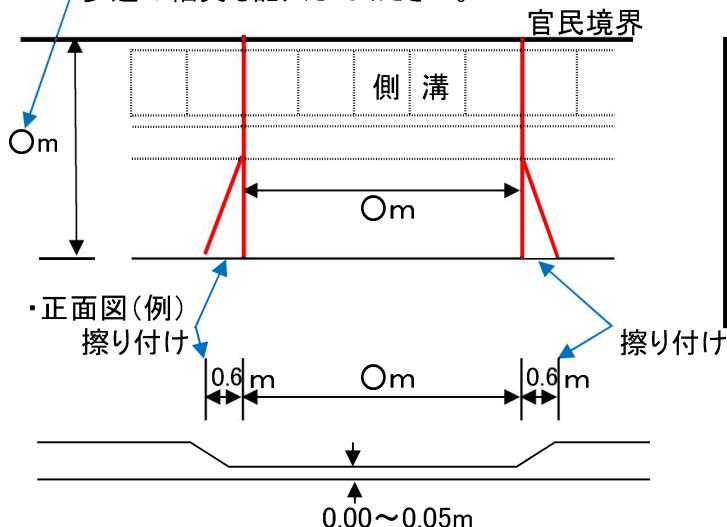
【注意】受付け後の処理に日数を要するので、工事を行う10日前までに申請してください。

歩道切下げ工事の場合の添付書類(図)の例

- ・位置図(例) 申請地が分かるように主要建物等を記載し、施工箇所を赤で示すこと。



- ・平面図(例)
歩道の幅員も記入してください。



- ・正面図(例)

(資料1)
乗入れ口の規定幅

対象施設の種別	幅
一般家庭の乗入れ	6m以内
店舗及び事業所等、車両の出入りの多い所	8m以内
全長12mを越える大型車両が頻繁に出入りするか、消防法等他の法令による規制がある場合	最大幅1.2m以内 ただし、トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途協議により考慮することができる。

※大型車両の場合などで協議を行う場合は、理由書や土地の利用状況及び車両の軌跡図も添付してください。

- ・断面図、構造図(例:I型の場合)

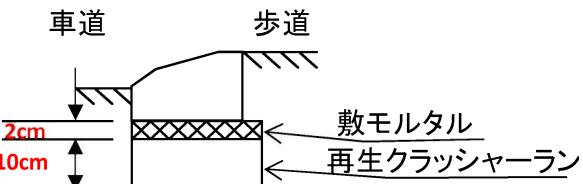


※ 乗入れする車両の種類によって構成は変わります。(資料2参照)

※ 既設の蓋の厚さを調査して、1種蓋(車両が乗らないことを前提にした蓋)の場合は、乗入車両の重量に応じた蓋に交換すること。

・歩道境界ブロック断面図

車両乗入れ部



※縁石も路盤は同じ

(資料2)

舗装構成表

乗入れする車両の種類に応じて下表のとおりとする。

(単位:cm)

種別	車種	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装			透水性舗装及びインターロッキング等
		コンクリート	再生クラッシャーラン	密粒度As	粗粒度As	粒調碎石	
一般部	歩行者・自転車	7	10	4	—	10	10
I型	乗用・小型貨物自動車	15	10	5	—	10	15
II型	普通貨物自動車	20	20	5	5	10	15
III型	大型及中型貨物自動車	※ 別途協議すること。					詳細については維持管理課で協議をしてください。

※ 舗装構成は出入りする車種の最大のものを適用する。

※ 乗用車程度の乗入れ部の基礎は標準部と同じ(再生クラッシャーラン10cm)とするが、それ以外の場合は乗入車の重さに応じて縁石に不陸が生じないようにコンクリート基礎等を施工すること。